

資料 4

全国市長会 理事の選出に係る申し合わせ事項（案）

（平成 31 年 2 月 7 日長野県市長会定例会）

- 1 全国市長会理事（以下「理事」という。）は、原則として、市長就任後、これまでに理事に選出されていない市長のうち、市長就任の早い市長から順次選出する。
- 2 上記 1 による選出において、就任したことのない市長が不在の場合は、これまでに理事に選出されたことのある市長のうち、市長就任の早い市長から順次、選出する。
ただし、全国市長会の会長、副会長等役員（理事を除く。）及び相談役並びに長野県市長会会长、副会長及び相談役の職にある市長若しくは就任予定市長は除く。
- 3 長野県市長会から選出する理事の任期は、全国市長会評議員及び長野県市長会役員の任期との整合を図るため、2 年とする。
ただし、長野県市長会長が北信越市長会長を務める場合に加えて選出する理事 1 名の任期は 1 年とする。
- 4 この申し合わせ事項は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。